

# 利用上の注意

経済産業省では平成23年3月31日現在で企業活動基本調査を実施し、調査結果として速報をとりまとめた。本調査の概要及び統計表の利用上の注意は以下のとおりである。

## I. 調査の概要

### 1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の根拠法規

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査であり、経済産業省企業活動基本調査規則(平成4年通商産業省令第56号)によって実施する。

### 3. 調査の方法

対象企業に調査票を配布し、対象企業が記入して提出する郵送調査にて実施。平成16年調査よりオンラインによる調査票提出を行っている。

### 4. 調査の期間・期日

平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日の1年間)及び平成22年度末の実績について、平成23年3月31日現在で調査を実施した。

### 5. 調査の対象及び範囲

本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類C—鉱業、採石業、砂利採取業、大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業(中分類35—熱供給業及び中分類36—水道業を除く。)、大分類G—情報通信業(別表に掲げるもの)、大分類I—卸売業、小売業、大分類J—金融業、保険業(別表に掲げるもの)、大分類K—不動産業、物品賃貸業のうち中分類70—物品賃貸業(別表に掲げるもの)、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業(別表に掲げるもの)、大分類M—宿泊業、飲食サービス業(別表に掲げるもの)、大分類N—生活関連サービス業、娯楽業(別表に掲げるもの)、大分類O—教育、学習支援業(別表に掲げるもの)及び大分類R—サービス業(他に分類されないもの)(別表に掲げるもの)に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額又は出資金額3,000万円以上の会社を調査対象としている。

別表

G-情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類391—ソフトウェア業及び小分類392—情報処理・提供サービス業、中分類40—インターネット附隨サービス業、細分類4111—映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)、細分類4112—テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)、細分類4113—アニメーション制作業、小分類413—新聞業及び小分類414—出版業
J-金融業、保険業	日本標準産業分類に掲げる小分類643—クレジットカード業、割賦金融業
K-不動産業、物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70—物品賃貸業(小分類704—自動車賃貸業、細分類7092—音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)、細分類7099—他に分類されない物品賃貸業(レンタルを除く))
L-学術研究、専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類71—学術・開発研究機関、小分類726—デザイン業、中分類73—広告業、中分類74—技術サービス業(他に分類されないもの)のうち小分類743—機械設計業、小分類744—商品非破壊検査業、小分類745—計量証明業、小分類746—写真業及び小分類749—その他の技術サービス業
M-宿泊業、飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類76—飲食店(細分類7622—料亭、小分類765—酒場、ビアホール及び小分類766—バー、キャバレー、ナイトクラブを除く)、中分類77—持ち帰り・配達飲食サービス業
N-生活関連サービス業、娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類78—洗濯・理容・美容・浴場業(小分類785—その他の公衆浴場業は除く)、中分類79—その他の生活関連サービス業(小分類791—旅行業及び細分類7999—他に分類されないその他の生活関連サービス業は除く)、小分類801—映画館、小分類804—スポーツ施設提供業(細分類8041—スポーツ施設提供業(別掲を除く)を除く)及び小分類805—公園、遊園地
O-教育、学習支援業	日本標準産業分類に掲げる細分類8245—外国語会話教授業及び細分類8249—その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室(総合的なもの)
R-サービス業 (他に分類されないもの)	日本標準産業分類に掲げる中分類88—廃棄物処理業、中分類90—機械等修理業(別掲を除く)、中分類91—職業紹介・労働者派遣業、中分類92—その他の事業サービス業(小分類922—建物サービス業及び小分類923—警備業を除く)

## II. 統計表の作成及び利用上の注意

### 1. 企業の産業分類とその決定方法

#### (1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業、各種商品小売業及び各種物品賃貸業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の速報では、この3つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、石油・鉱物卸売業、産業機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに、「総合リース業」は産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業などに分類されている。

#### (2) 企業の産業の決定方法

- 1) 本調査では、企業の売上高を、①鉱產品の販売、②製造品の販売、加工賃収入、③電気・ガス事業収入、④情報通信事業収入、⑤卸売・小売の売上、⑥クレジットカード業、割賦金融業事業収入、⑦物品賃貸業事業収入、⑧学術研究、専門・技術サービス業事業収入、⑨飲食店売上、⑩生活関連サービス業、娯楽業事業収入、⑪個人教授所収入、⑫サービス事業収入、⑬その他の事業収入に分けて、これらを①～⑬ごとに合算し、最も売上高の大きいもので大分類（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス業」、「情報通信業」、「卸売・小売業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「個人教授所」、「サービス業(その他のサービスを除く)」、「サービス業(その他のサービス業)」、「その他の産業」）を決定している。
- 2) その大分類の中において、売上高の小分類ベースでの売上高を比較し、最も大きい販売品目（事業収入）で産業（小分類）を決定している。  
なお、平成20年調査から、日本標準産業分類が平成19年11月に改定されたため、あわせて分類の組み替えを行っている。

### 2. 用語

#### (1) 用語の使い方

本調査の速報においては、大分類で比較する場合には、製造企業、卸売企業、小売企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳をみると、食料品製造業、繊維品卸売業、織物・衣服・身の回り品小売業という用語を用いる。

(2)「合計」は鉱業・採石業・砂利採取業、製造業、電気・ガス業、情報通信業、卸売業、小売業、クレジットカード業・割賦金融業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、個人教授所及びサービス業（＊）の計であり、「サービス業(その他のサービス業)」及び「その他の産業」を含んでいない。

(3)「サービス業（＊）」は、廃棄物処理業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業、ディスプレイ業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業の計である。

(4) 平成22年調査より分類番号「411 映画・ビデオ制作業（アニメーション制作業を含む）」から「418 テlevision番組制作業」を分割した。ただし、集計上は、「映画・ビデオ制作業（＊）」、「411 映画・ビデオ制作業（＊）」と表記し、「411 映画・ビデオ制作業（アニメーション制作業を含む）」と「418 テlevision番組制作業」の計としているため、前年度比較を可能としている。

(5)「常時従業者数」とは、有給役員、常用雇用者（正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用契約者と平成22年度末または最寄りの決算期の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた雇用者）をいう。

- (6)「正社員・正職員」とは、常用雇用者のうち、一般に「正社員」・「正職員」などと呼ばれている人をいう。
- (7)「パートタイム従業者」とは、常用雇用者のうち、正社員・正職員より1日の所定労働時間又は1週間の労働時間が短い者をいう。
- (8)「他企業等への出向者」とは、主として出向元企業で給与を支払っている(主として負担している)国内及び海外の親会社、子会社関連会社等への出向者をいう。
- (9)「臨時・日雇雇用者」とは、1か月以内の期間を定めて雇用している者及び日々雇い入れている者をいい、常時従業者には含まれない。
- (10)「(受入れ)派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま派遣先企業と当該労働者派遣事業主との契約をもとに、派遣先企業の指揮命令を受けて、派遣先企業の業務に従事させている従業者をいい、従業者数計には含まない。
- (11)「子会社」とは、ある会社(親会社)が50%超の議決権を所有する当該会社をいう。また、その子会社又はその親会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する当該会社(みなし子会社)及び50%以下であっても経営を実質的に支配している場合も含む。
- (12)「関連会社」とは、ある会社(親会社)が20%以上50%以下の議決権を直接所有する当該会社をいう。また、15%以上議決権を所有していること等により、重要な影響を与えることができる会社を含む。

### 3. 数値

- (1)企業数、事業所数、常時従業者数、子会社数は平成22年度末の数値であり、売上高等は平成22年度1年間の実績である。
- (2)数値、構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので、合計と一致しない場合がある。1企業当たり前年度比等については、単位未満を含めた計算値で掲載している。
- (3)「常時従業者数」の内訳(「うち正社員・正職員」+「うちパートタイム従業者」)と計は一致しない。
- (4)統計表中の「-」は該当数字なし、「0」は四捨五入した結果、単位未満となったものである。また、「x」は1又は2の企業に関する数字であるため、個々の報告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。なお、この秘匿によっても「x」が算出される恐れがあるものについては、企業数が3以上でも秘匿した箇所がある。
- (5)本調査の速報で使用している計算式は以下のとおりである。
- ・営業利益=売上高-営業費用(売上原価+販売費及び一般管理費)
  - ・売上高営業利益率=営業利益÷売上高×100
  - ・売上高経常利益率=経常利益÷売上高×100
  - ・純資産=資本金+資本剰余金+利益剰余金+自己株式+純資産のその他
  - ・総資本=負債+純資産
  - ・自己資本比率=純資産÷総資本×100
  - ・自己資本当期利益率=当期純利益÷純資産×100
  - ・総資本当期利益率=当期純利益÷総資本×100
  - ・付加価値額=営業利益+減価償却費+給与総額+福利厚生費+動産・不動産賃貸料+租税公課
  - ・付加価値率=付加価値額÷売上高×100
  - ・労働分配率=給与総額÷付加価値額×100
  - ・労働生産性=付加価値額÷常時従業者数

#### 4. 回収状況

	23年調査(速報)	22年調査(確報)
調査対象企業	37,599 社	36,843 社
回収企業数	31,764 社	31,080 社
回収率	84.5%	84.4%
有効回答企業数	29,506 社	29,096 社

#### 5. 調査結果に対する留意点

- (1)各項目の集計に当たっては、有効回答のみを集計したため、項目によっては回答企業数にばらつきが生じている。
- (2)前回の調査結果と比較する場合には、回収率及び調査対象数の違いに留意する必要がある。付表中に、前年・当年調査継続企業の計数、前年度比表を参考として掲載してある。
- (3)企業活動基本調査における資本金5億円以上の企業で、かつ財務省「法人企業統計年次別調査票」を提出した企業については、「資産・負債及び純資産」、「売上高及び費用等」の一部について、財務省の同調査データを活用している。

#### 6. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成23年経済産業省企業活動基本調査速報」による旨を記載すること。

#### 7. 問い合わせ先

本件につき、質問等があれば下記あてにお問い合わせのこと。

経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03(3501)1831 直通

FAX 03(3580)6320

E-Mail qqcebh@meti.go.jp

資料掲載(インターネット) <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>